

配当の決定に関する当社の考え方

Q なぜ、配当の決定機関を取締役会としているのでしょうか？

A 当社の取締役会は、コーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分果たし得る体制であり、配当を含む資本政策を経営方針と一体で総合的に判断することが、株主の皆さまの中長期的な利益に適うと考えています。

当社は、株主の皆さまの付託にお応えできるガバナンス体制を構築するため、2014年6月に、監督機能が強化された、独立性の高い指名委員会等設置会社に移行しています。

また、当社グループの持続的成長には、収益性の向上や財務の健全性の確保に向けた自己資本の充実が重要です。そうした自己資本の充実と配当を含む株主還元は、最適なバランスを追求しつつ、経営方針とも一体で総合的に判断すべきであり、かつ、その判断には高度な専門性が必要です。

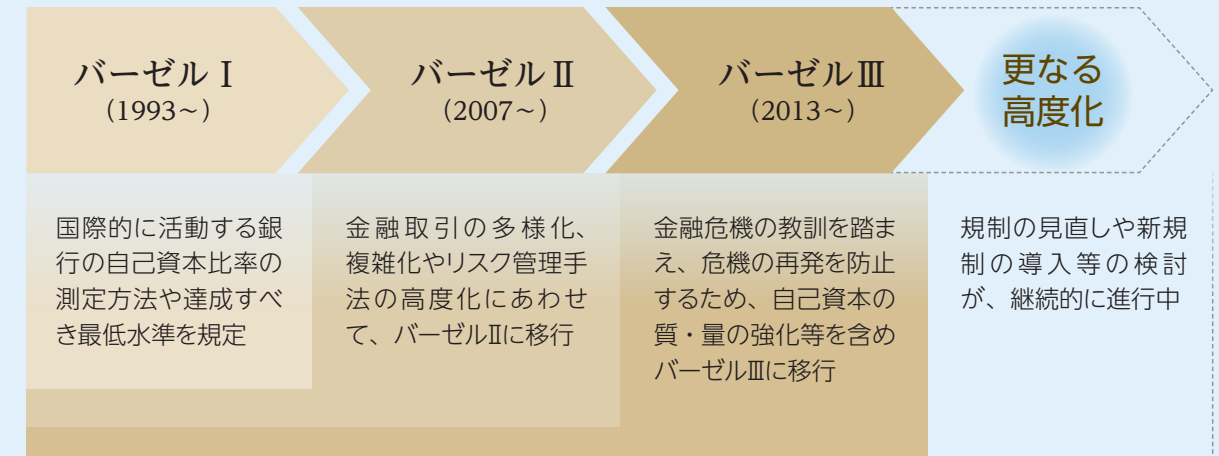
したがって、独立性と専門性を確保している取締役会が、剰余金の配当等の決定を行う現在の体制こそが、中長期的観点から企業価値向上につながり、ひいては株主の皆さまの中長期的な利益に適うと考えています。

総合的 取締役会では、経営に関するあらゆる事項（マクロ経済・収益見通し・資本規制等）について、リスク委員会の助言なども踏まえつつ、深い議論をしたうえで、中長期的視点を持って、経営方針と一体で総合的に配当等を判断することが可能です。

専門性 当社グループは、G-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）として、バーゼル規制等の国際的な金融規制の遵守等が必要であり、自己資本の十分性は、国際的な金融システムの安定に不可欠です。したがって、配当を含む資本政策の決定は、高度な専門性が必要です。

ガバナンス 当社の取締役会は、株主の皆さまの付託にお応えすべく、コーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分果たし得る高い独立性を確保しています。こうした体制下で剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすることは、「コーポレートガバナンス・コード」（詳細はP8をご参照ください）と整合しています。

国際的な金融規制について



〈みずほ〉を含めたグローバルなシステム上重要な銀行には、一層の資本の積上げ等の追加的な対応が求められています

国際的に活動する金融機関に対する規制（バーゼル規制）は、過去の金融危機を経て、徐々に強化される流れにあります。

2007年～2009年にかけては、サブプライム問題を発端とした証券化市場の混乱を契機に信用収縮が世界的に波及・拡大する等、欧米を中心に金融市場の緊張は著しく高まり、実体経済にも大きな影響を与えました。

その反省から、バーゼル規制は大きく強化され、従来の自己資本比率への規制だけでなく、流動性や資産規模、デリバティブ取引等にも個別の規制が課せられるとともに、各国で独自に規制水準等が設定されるため、非常に複雑な規制となっています。

Q 配当は、株主総会で決議している会社が多いのではないのでしょうか？

A 指名委員会等設置会社では、当社を含め、配当を取締役会のみで決定している会社が大半です。

当社は、グローバルに展開する金融グループとして強靱なガバナンス体制の構築に向け、監督と経営の分離が徹底でき、コーポレート・ガバナンスの実効性確保に最適な指名委員会等設置会社を選択しています。

会社法において、剰余金の配当等は、定款で定め、会社法に定められた一定の条件を満たせば、取締役会のみで決定することが認められており、「コーポレートガバナンス・コード」においても、「株主に対する受託者責任を十分に果たし得る取締役会が存在する場合には」取締役会への委任が「**経営判断に求められる機動性・専門性を確保する観点から合理的な場合がある**」と説明されています。

指名委員会等設置会社においては、剰余金の配当等を
取締役会のみで決定する会社が多い

約77.5%

55社※（71社中）

日本取締役会協会調べの「指名委員会等設置会社リスト」（2016年8月1日時点）および各社HPを元に当社作成

※当社と同様に、定款において、剰余金の配当等を「株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める」としている指名委員会等設置会社

資本政策を含む経営方針や事業環境等につきましては、ホームページへの掲載や会社説明会の実施等に加え、個人の株主の皆さまのご理解をいただくことを目的に説明会を別途開催する等、今後とも、株主の皆さまへのご説明に力を入れていきたいと考えています。

■ 個人投資家向け説明会

当社は、個人投資家の皆さまを対象にした説明会を定期的開催し、〈みずほ〉の強み、事業戦略、業績や財務状況、資本政策等についてご説明しています。

2016年10月には、個人投資家向けオンライン会社説明会（インターネットによるライブ中継）を実施する等、より多くの皆さまにご理解いただけるよう努めています。



ご参考 コーポレートガバナンス・コード補充原則 1-1②

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、**経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合がある**ことを考慮に入れるべきである。

背景説明

一般に我が国の上場会社は、他国の上場会社に比して幅広い事項を株主総会にかけているとされる。しかしながら、**上場会社に係る重要な意思決定については、これを株主の直接投票で決めることが常に望ましいわけではなく、株主に対する受託者責任を十分に果たし得る取締役会が存在する場合には、会社法が認める選択肢の中でその意思決定の一部を取締役に委任することは、経営判断に求められる機動性・専門性を確保する観点から合理的な場合がある。**このような委任が適切であるか否かは、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かに左右される部分が大きいと考えられる。

?

「コーポレートガバナンス・コード」とは？

2014年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」を受けて、金融庁と東証を共同事務局とする有識者会議が設置され、2015年5月に、「コーポレートガバナンス・コード」が公表され、同年6月より全上場会社に適用されています。

当該コードは、その前文において、「会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み」と位置付けられ、「コードが適切に実践されることは、それぞれの会社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与することとなるものと考えられる。」と説明されています。

〈みずほ〉のガバナンス体制については、次頁で詳しくご説明いたします。